阿南市告示第１４９号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の規定により送達すべき書類は、同法第２０条の２の規定により、その送達に代えて公示送達をする。

送達すべき書類は、阿南市総務部税務課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月１９日

阿南市長　岩　佐　義　弘

１　送達すべき書類

令和８年度軽自動車税督促状
令和８年度固定資産税第３期督促状
令和８年度市県民税第２期督促状
令和８年度国民健康保険税第３期督促状
令和８年度国民健康保険税第４期督促状

２　送達を受けるべき者

別紙のとおり